

平成 29 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 109 号
平成 30 年 8 月 15 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 佐々木 豊 治

平成 29 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基
礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を
提出します。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	9
3	平成28年度数値から見た県内8市の比較	11
4	平成28年度数値から見た類似団体6市の比較	12
5	資金不足比率の状況	13
6	まとめ及び意見	15
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	17
	平成28年度数値から見た類似団体(85団体)の比較	18

(注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 「―」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 29 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 平成 29 年度特別会計歳入歳出決算及び並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の係数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 審査日程 平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 8 月 15 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

算定対象会計

一般会計等	一般会計		実 比 率 赤 字					
	一般会計等に属する 特別会計	(該当なし)						
公営 事業会計	一般会計等以外の 特別会計のうち公営 企業に係る特別会計 以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）		連 結 実 質 赤 字 比 率		実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
		国民健康保険特別会計（直診勘定）						
		駐車場事業特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
	公営企業に係る会計 (法適用企業)	水道事業会計						
		工業用水道事業会計						
	公営企業に係る会計 (法非適用企業)	簡易水道事業特別会計						
		公共下水道事業特別会計						
		農業集落排水事業特別会計						
		漁業集落排水事業特別会計						
		生活排水処理事業特別会計						
		公設水産物仲買売場特別会計						
一部事務組合、 広域連合	島根県市町村総合事務組合							
	島根県後期高齢者医療広域連合							
	浜田地区広域行政組合							
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合							
地方公社、 第三セクター等※	浜田市土地開発公社							

※国民宿舎事業特別会計は、千畳苑の改修に伴い廃止し、平成 28 年度から一般会計へ移行している。

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

2 健全化判断比率の状況

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表 1 健全化判断比率の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— [%]	— [%]	— [%]	12.46 [%]	20.00 [%]
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.46	30.00
(3) 実質公債費比率	10.6	9.9	10.1	25.0	35.0
(単年度比率)	(9.46)	(10.24)	(10.84)		
(4) 将来負担比率	93.1	82.6	72.3	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3 カ年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 29 年度の各健全化判断比率に対するもの。

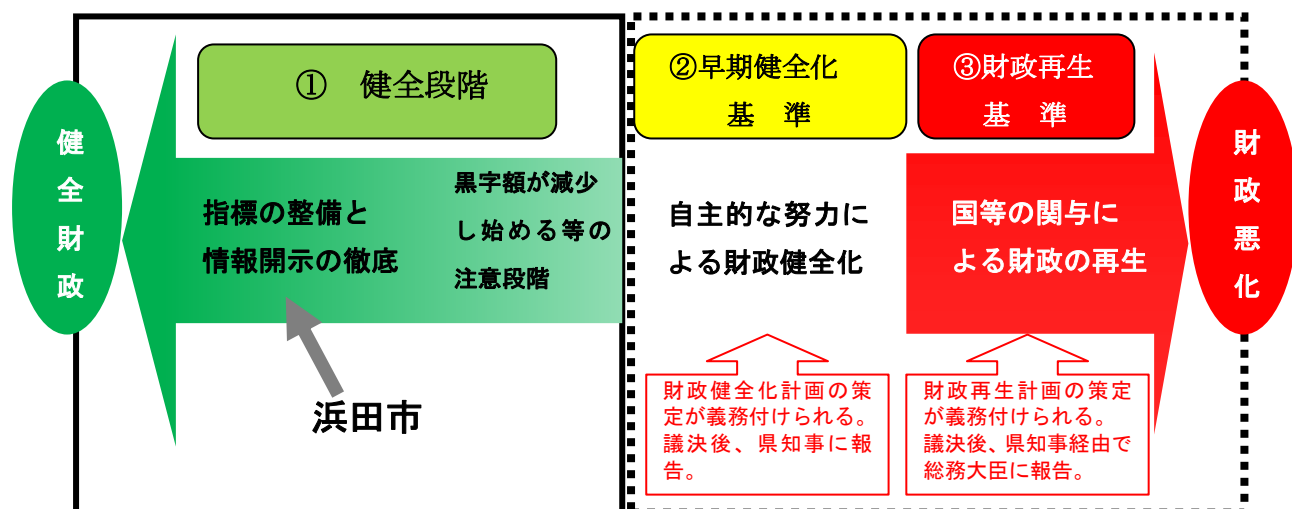
実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

実質公債費比率は 10.1% で、前年度に比べ 0.2 ポイント増加しているが、早期健全化基準 (25.0%)、財政再生基準 (35.0%) を下回っている。なお、単年度の実質公債費比率が増加しており、3 カ年平均も増加傾向にある。

将来負担比率は 72.3% で、前年度に比べて 10.3 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、実質公債費比率が増加してきているが、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

図 1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く 3 つの指標による。)

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

実質収支額(A)は、4億5,857万4千円の黒字で、実質赤字比率は△2.25%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

前年度との比較では、合併算定替特別加算措置の縮減等による地方交付税の減少や、高度衛生管理型荷捌所整備事業の繰越及び浜田浄苑環境整備事業の完了による地方債の減少を主要因とした歳入総額5億3,162万7千円(1.4%)の減少と、7月豪雨災害復旧費は大幅に増加したものの、高度衛生管理型荷捌所整備事業の繰越及び浜田浄苑環境整備事業の完了による普通建設事業費が減少したことを主要因として歳出総額4億305万円(1.0%)が減少している。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減
実質赤字比率 (A / B)	△3.02 %	△2.69 %	△2.25 %	0.44 %

表3 一般会計等における収支の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度	
				増減額	増減率
歳入総額	億 万 千 円 425,2103,0	億 万 千 円 391,5386,5	億 万 千 円 386,2223,8	億 万 千 円 △5,3162,7	% △1.4
歳出総額	418,7277,1	385,3857,3	381,3552,3	△4,0305,0	△1.0
歳入歳出差引額	6,4825,9	6,1529,2	4,8671,5	△1,2857,7	△20.9
翌年度に繰り越すべき財源	,2143,7	,5900,2	,2814,1	△,3086,1	△52.3
一般会計等実質収支額 (A)	6,2682,2	5,5629,0	4,5857,4	△,9771,6	△17.6

標準財政規模(B)は、203億5,379万8千円で、前年度に比べ2億6,805万7千円(1.3%)減少している。

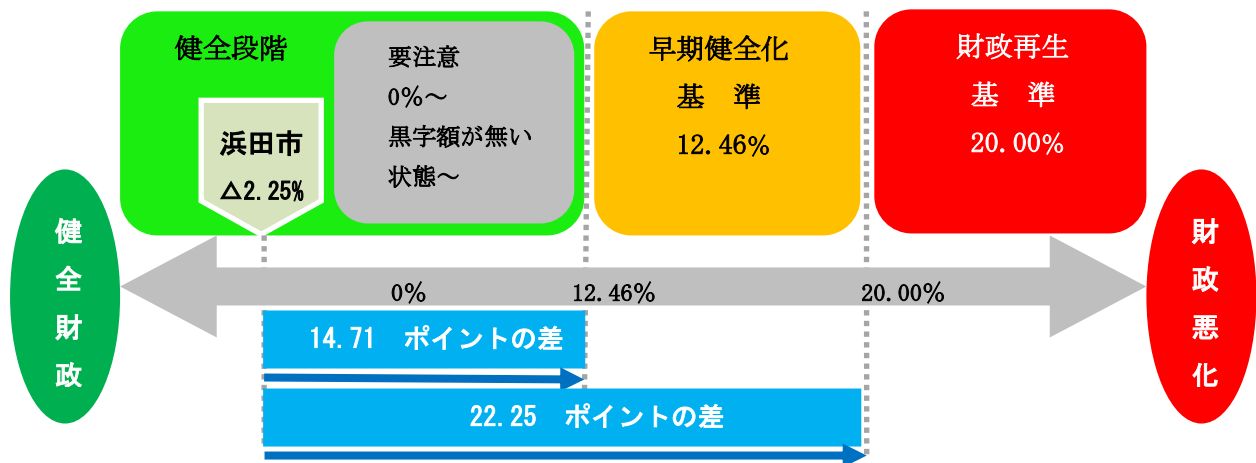
これは、標準税収入額等において、地方消費税交付金等の地方譲与税や各種交付金は減少しているものの、法定普通税の増加により最終的に1億4,780万3千円(1.8%)増加したが、普通交付税において、基準財政収入額が増加し、地域経済・雇用対策費や包括算定経費の減少により4億1,018万円(3.7%)減少したことと、臨時財政対策債発行可能額568万円(0.5%)が減少したためである。

表 4 標準財政規模の内訳

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度	
				増減額	増減率
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
標準税収入額等	82,651.7	83,467.5	84,945.8	1,478.3	1.8
普通交付税額	111,562.9	112,039.5	107,937.5	△4,101.0	△3.7
臨時財政対策債発行可能額	12,986.7	10,712.5	10,652.5	△568.0	△0.5
合計（標準財政規模）(B)	207,201.6	206,218.5	203,537.8	△2,680.7	△1.3

（注）標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

図 2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ（実質赤字比率）》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は、20 億 351 万 2 千円で、前年度に比べ 6,086 万 3 千円 (3.1%) 黒字が増加しており、連結実質赤字比率は、△9.84% となり、算定されないことを確認した。

これは主に、合併算定替特別加算措置の縮減等による地方交付税の減少、高度衛生管理型荷捌所整備事業の繰越及び浜田浄苑環境整備事業の完了による地方債の減少を主要因とした一般会計の実質収支額 9,771 万 6 千円の減少と、相生水源地跡地の一部を島根県警察本部へ売却した固定資産売却益を計上したことを主要因とした水道事業会計の実質収支額 1 億 5,588 万 7 千円の増加によるものである。

その他の公営企業会計並びに特別会計については、大きな変動はない。

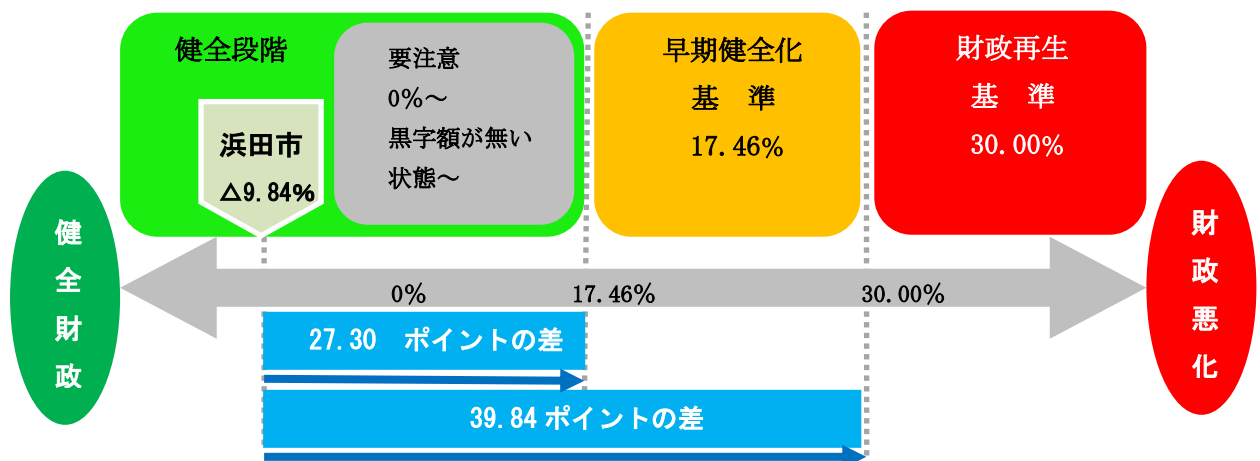
表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度増減
連結実質赤字比率 （(A+B) / C）	$\Delta 8.82\%$	$\Delta 9.42\%$	$\Delta 9.84\%$	$\Delta 0.42\%$

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度	
		億 万 千 円	億 万 千 円	億 万 千 円	増減額	増減率
一般会計等 (A)	一般会計	6,268.2	5,562.0	4,585.4	$\Delta 977.6$	$\Delta 17.6\%$
公営事業会計 (B)	国民健康保険特別会計（事業勘定）	335.8	2,789.2	2,656.4	$\Delta 132.8$	$\Delta 4.8\%$
	国民健康保険特別会計（直診勘定）	0	0	0	0	—
	駐車場事業特別会計	26.6	3.7	28.6	28.9	7,727.0
	後期高齢者医療特別会計	145.7	170.6	175.4	4.8	2.7
	水道事業会計	6,689.0	6,011.4	7,569.1	1,558.7	25.9
	工業用水道事業会計	4,781.0	4,859.0	4,965.9	106.9	2.2
	簡易水道事業特別会計	9.5	9.4	25.9	16.5	177.8
	公共下水道事業特別会計	14.3	19.8	4.9	$\Delta 14.9$	$\Delta 75.3\%$
	農業集落排水事業特別会計	24.2	23.3	11.0	$\Delta 12.3$	$\Delta 52.8\%$
	漁業集落排水事業特別会計	1.3	0	7	7	—
	生活排水処理事業特別会計	6.2	5.3	2.7	$\Delta 2.6$	$\Delta 49.1\%$
	国民宿舎事業特別会計	0	—	—	—	—
	公設水産物仲買売場特別会計	250.2	185.2	252.2	67.0	36.2
合計（連結実質収支額） (A+B)		18,286.0	19,426.9	20,035.2	608.3	3.1
標準財政規模 (C)		207,201.5	206,218.5	203,537.8	$\Delta 2,680.7$	$\Delta 1.3\%$

図 3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

この比率が 18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

実質公債費比率は、10.1%で、前年度の比率(平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年平均)に比べ 0.2 ポイント増加しているが、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。

要因としては、まず、分子において比率の増高に大きく影響したものは元利償還金の増である。元利償還金(繰上償還除く)は、平成 18 年度の 66 億 1,264 万 2 千円をピークに減少が続いていたが、平成 25 年度の 47 億 6,557 万 5 千円に対し、平成 28 年度は 49 億 3,206 万円と健全化判断比率算定が始まって以来初めて増加に転じ、平成 29 年度においても、平成 26 年度の 47 億 1,551 万円に対し、平成 29 年度は 50 億 2,723 万 2 千円と 3 億 1,172 万 2 千円の増額となっている。これは、合併特例債や過疎債等の新規発行債の償還の増や平成 27 年度末の国民宿舎事業特別会計廃止に伴う元利償還金の一般会計移行によるものである。準元利償還金については、主に下水道事業の元利償還金に対する繰出基準額が増加している。

次に分母についてであるが、まず地方交付税(臨時財政対策債含む)が、リーマンショック後の特別枠による加算措置や、算入公債費等の増等により、基準財政需要額が増加となっているが、基準財政収入額の増加や合併算定替の縮減が平成 28 年度から始まった影響もあり、トータルでは微減となっている(普通交付税で対平成 26 年度 3 億 2,322 万 7 千円の減、臨時財政対策債で対平成 26 年度 3 億 3,918 万 3 千円の減)。次に、標準税収入額等についてであるが、法定普通税は固定資産税の償却資産の増加による影響で総額では増加し、地方消費税交付金の伸びもあり、トータルで平成 26 年度と比べ、5 億 94 万 5 千円の増となっている。分母においてはこれらの増要因が比率の増加を抑えているものと思われる。

3 カ年平均の実質公債費比率は、平成 29 年度から増加に転じている。これは、表 7・表 17 及び図 11 に示すとおり、平成 28 年度から単年度の実質公債費比率が増加してきていることによるものである。

表 7 実質公債費比率の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度増減
実質公債費比率 (3 カ年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	10.6 %	9.9 %	10.1 %	0.2 %
実質公債費比率 (単年度)	(9.46)	(10.24)	(10.84)	(0.60)

表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度	
					増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 46,843.62	億 万 千円 49,320.60	億 万 千円 50,272.32	億 万 千円 951.72	% 1.9
	準元利償還金 (B)	14,350.62	14,816.35	15,493.09	67.44	4.6
	特定財源(控除) (C)	1,816.07	1,944.88	1,618.57	△32.63	△16.8
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	43,926.99	45,748.79	47,191.13	1,442.34	3.2
	分子合計 (A+B)-(C+D)	15,451.18	16,443.28	16,955.71	512.33	3.1
(分母)	標準財政規模 (E)	207,201.65	206,218.55	203,537.98	△2,680.57	△1.3
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	43,926.99	45,748.79	47,191.13	1,442.34	3.2
	分母合計 (E-D)	163,274.66	160,469.76	156,346.85	△4,122.91	△2.6
実質公債費比率 (単年度)		% 9.46	% 10.24	% 10.84	% 0.60	
実質公債費比率 (3 カ年平均)		10.6	9.9	10.1	0.2	

図 4 実質公債比率の推移

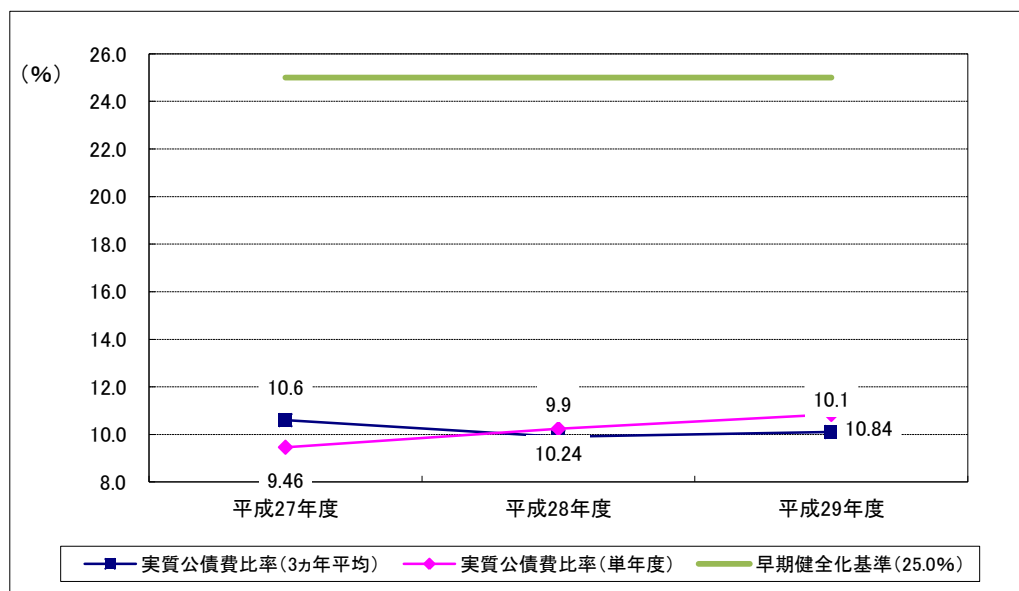
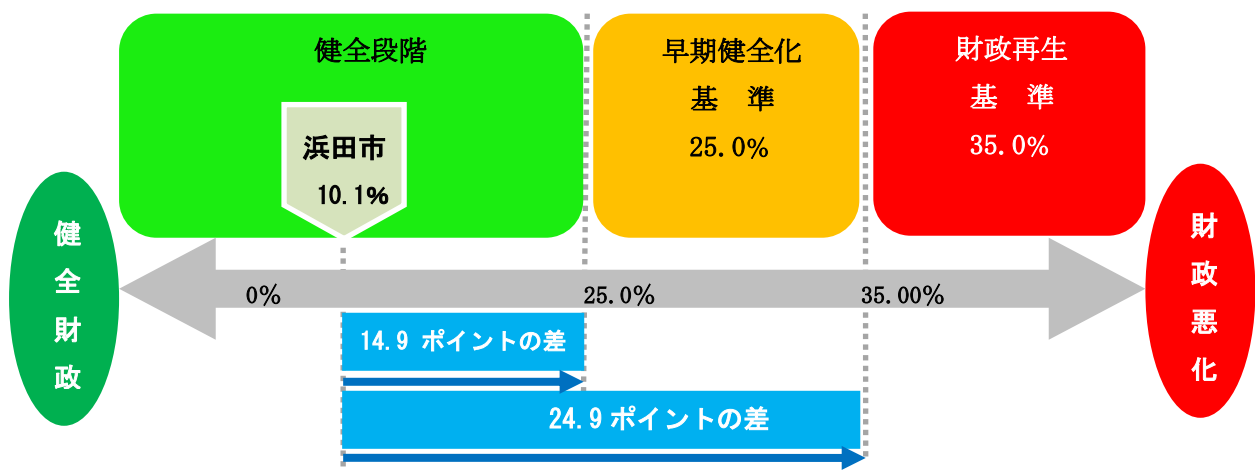


図 5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ + \text{③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

将来負担比率は72.3%で、前年度の比率に比べ10.3ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

要因としては、平成27年度までに行った学校建設事業等大型投資が完了し、平成28年度同様地方債の発行規模が抑えられたことや前年度を上回る繰上償還が実施されたことにより、地方債残高が減少に転じている。また、公営企業債繰上見込額についても、起債残高自体が減少していることもあり近年減少傾向が続いている。

充当可能財源等については、減債基金やふるさと応援基金など充当可能基金が増加となったものの、地方債残高の減少等に伴う基準財政需要額算入見込額が大きく減少した影響により、トータルで減少となった。

標準財政規模の減少や算入公債費等の増加により分母は減少したが、分子の減少の影響の方が大きかったことにより、結果として将来負担比率の減となった。

表9 将来負担比率の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	93.1 %	82.6 %	72.3 %	△10.3 %

表10 将来負担額等の状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度	
					増減額	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	億 万円 789,854.3	億 万円 776,232.0	億 万円 749,229.2	億 万円 △27,009.8	% △3.5
	充当可能財源等 (B)	637,842.2	643,530.6	636,152.5	△7,377.1	△1.1
	分子 計 (A-B)	152,011.1	132,702.4	113,070.7	△19,631.7	△14.8
(分母)	標準財政規模 (C)	207,201.5	206,218.5	203,537.8	△2,680.7	△1.3
	算入公債費等の額(控除) (D)	43,926.9	45,748.9	47,191.3	1,442.4	3.2
	分母 計 (C-D)	163,274.6	160,469.6	156,346.5	△4,122.1	△2.6

図6 将来負担比率の推移

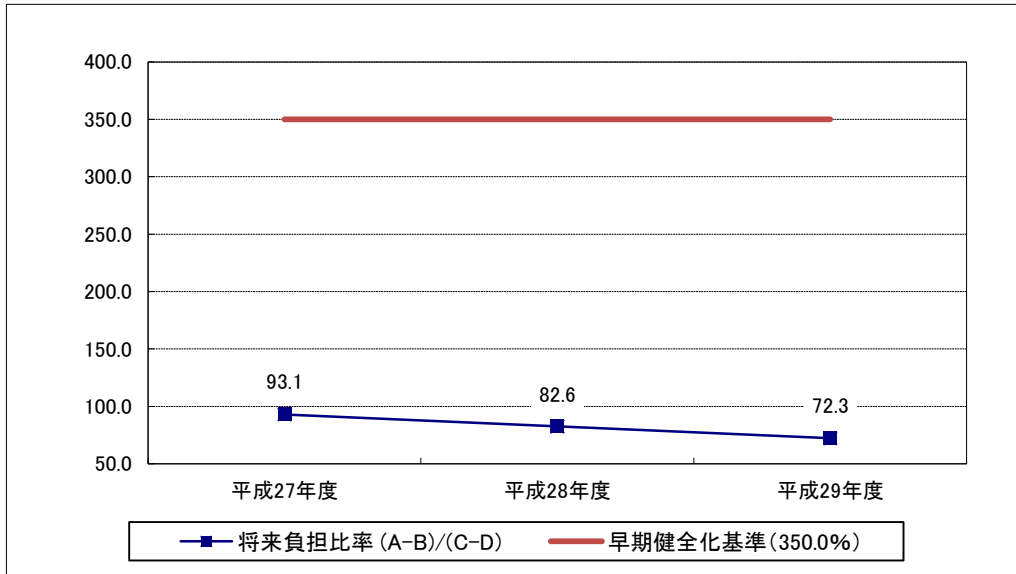
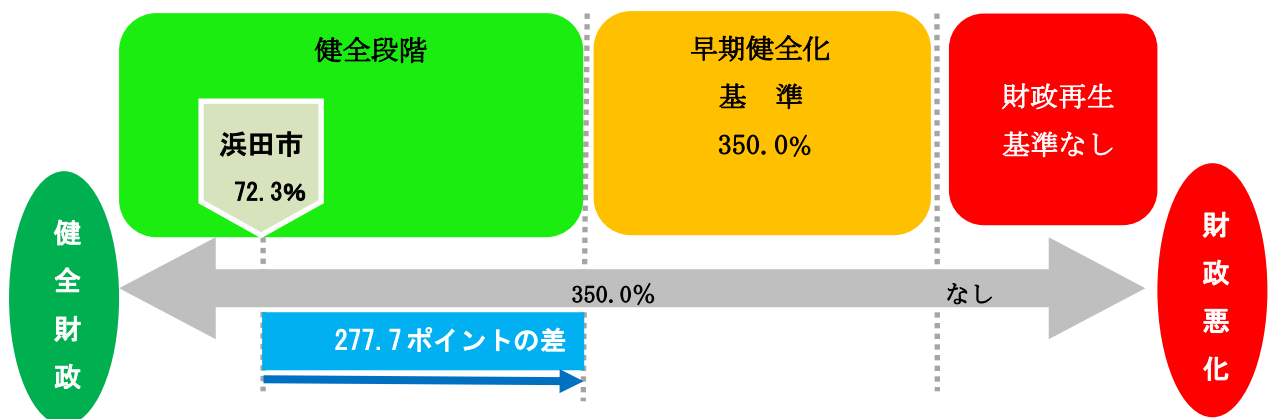
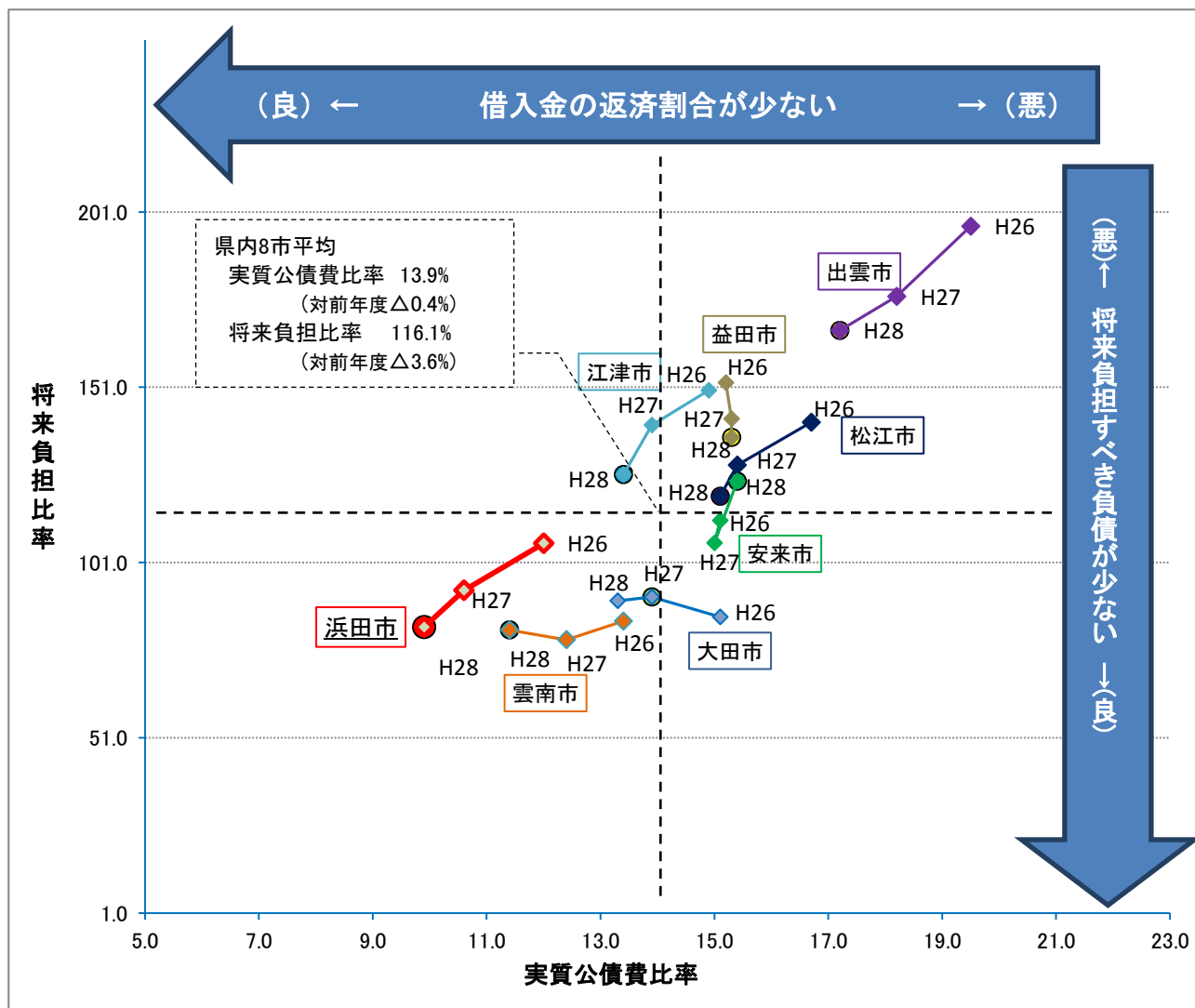


図7 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



3 平成 28 年度数値から見た県内 8 市の比較

図 8 《県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 28 年度)の比較イメージ》



[総務省 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、平成 27 年度同様実質公債費比率で県内 1 位(9.9%)、将来負担比率は前年県内 3 位から県内 2 位(82.6%)となっている。将来負担比率で浜田市よりも上位なのは、平成 27 年度同様地方債の現在高の割合が低い雲南市(81.8%)のみとなり、地方債の現在高の割合と公営企業債等繰入見込額の割合が低い大田市(90.1%)は県内 3 位となった。

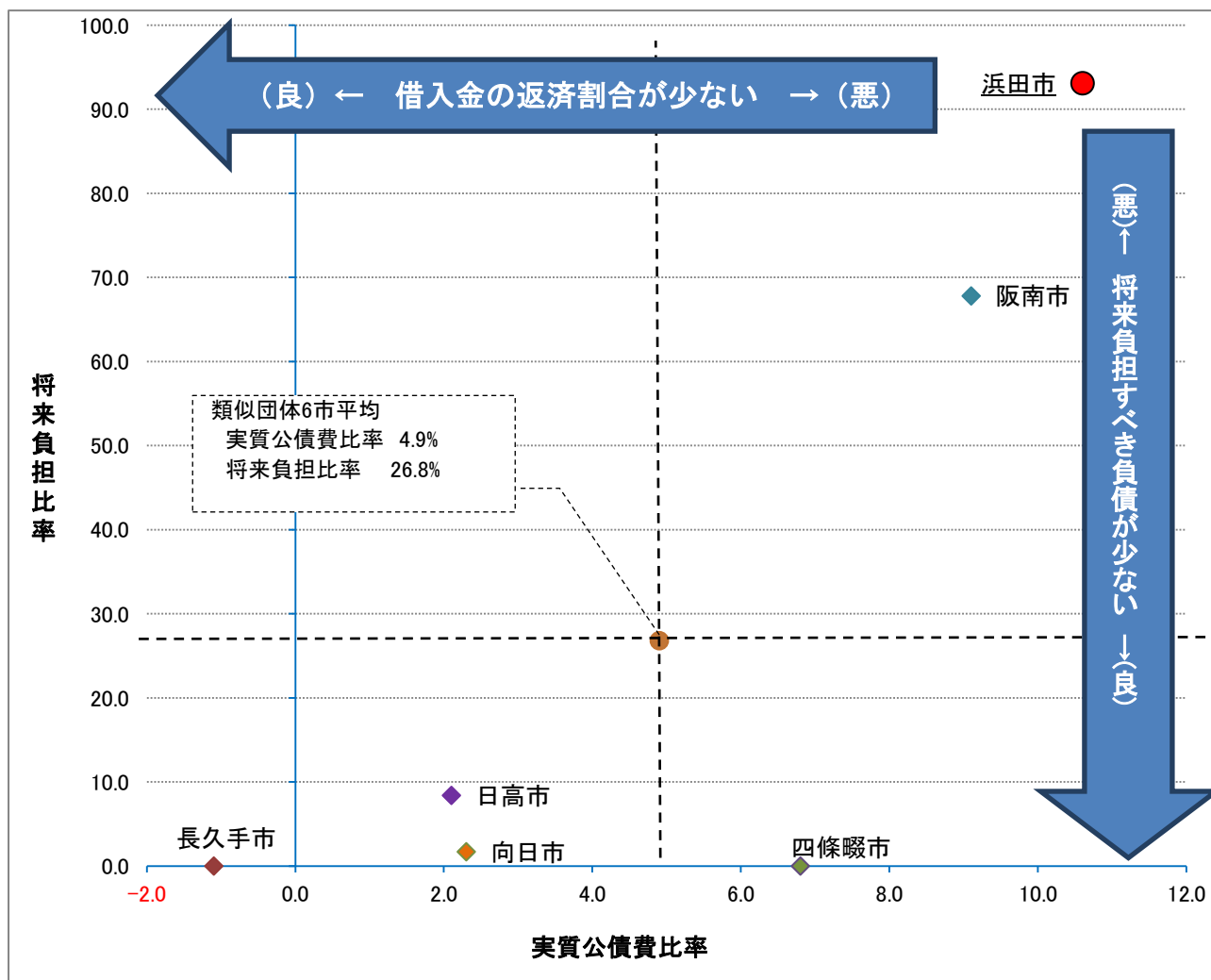
県内 8 市平均の将来負担比率は、対平成 27 年度比で 3.6 ポイント改善している。

表 11 県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 28 年度)

市 名	実質公債費比率	将来負担比率	市 名	実質公債費比率	将来負担比率
	%	%		%	%
松江市	15.1	119.9	大田市	13.3	90.1
浜田市	9.9	82.6	安来市	15.4	124.2
出雲市	17.2	167.2	江津市	13.4	126.1
益田市	15.3	136.7	雲南市	11.4	81.8

4 平成 28 年度数値から見た類似団体 6 市の比較

図 9 《類似団体 6 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 28 年度)の比較イメージ》



[総務省 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、島根県内 8 市の中では上位に位置している。しかしながら、類似団体(都市Ⅱ-3) 85 市中の人口規模が同規模(約 5 万 6 千人)の 6 市での比較においては、最下位に位置している。浜田市以外の 5 市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表 12 類似団体 6 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 28 年度)

市 名	実質公債費比率	将来負担比率	市 名	実質公債費比率	将来負担比率
	%	%		%	%
日高市(埼玉)	2.1	8.4	四條畷市(大阪)	6.8	—
長久手市(愛知)	△1.1	—	阪南市(大阪)	9.1	67.8
向日市(京都)	2.3	1.7	浜田市	9.9	82.6

(注) 実質公債費比率算式の分子において、償還金よりも特定財源と基準財政需要額算入額が多い場合、負の値で表示される。また、将来負担比率算式の分子において、将来負担額よりも充当可能基金や特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額が多い場合、数値を算出しないため「—」と表示している。

5 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

資金不足比率は、次のとおりである。

表 13 資金不足比率の状況

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A) / (B) × 100	経営健全化基準
法 適用	水道事業会計	千円 —	億 万 千円 8,0603.8	% —	20.0
	工業用水道事業会計	—	9208.8	—	
法 非適用	簡易水道事業特別会計	—	2,6441.6	—	
	公共下水道事業特別会計	—	9207.1	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	8441.5	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	1363.2	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1809.2	—	
	公設水産物仲買売場特別会計	—	1625.8	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 14 資金不足額・剰余額の状況

会 計 名		資金不足額・剰余額		対前年度比較 [増減額]
		平成 28 年度	平成 29 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万 千円 6,0110.4	億 万 千円 7,5699.1	億 万 千円 1,5588.7
	工業用水道事業会計	4,8596.0	4,9658.9	1062.9
法 非適用	簡易水道事業特別会計	91.4	253.9	162.5
	公共下水道事業特別会計	19.8	4.9	△14.9
	農業集落排水事業特別会計	23.3	11.0	△12.3
	漁業集落排水事業特別会計	0	7	7
	生活排水処理事業特別会計	5.3	2.7	△2.6
	公設水産物仲買売場特別会計	185.2	252.2	67.0

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 15 一般会計からの繰出金の状況

会 計 名		繰出金額		対前年度比較 [増減額]
		平成 28 年度	平成 29 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万 千円 1,196,600	億 万 千円 1,212,377	億 万 千円 157,777
	工業用水道事業会計	46,600	43,100	△3,500
法 非適用	簡易水道事業特別会計	4,462,200	4,935,711	473,511
	公共下水道事業特別会計	3,305,544	3,380,333	74,789
	農業集落排水事業特別会計	3,039,088	3,122,966	83,878
	漁業集落排水事業特別会計	350,488	343,766	△6,722
	生活排水処理事業特別会計	326,744	363,811	37,067
	公設水産物仲買売場特別会計	0	0	0

(注) 一般会計からの繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

一般会計から公営企業会計への繰出しについて、政府は毎年度地方財政措置の前提として策定する地方財政計画に、公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として、一定の考え方の下に、公営企業繰出金を計上している。これに関連して、毎年度、浜田市にも総務省から繰出金通知（副大臣通知）が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

この繰出金通知に示された考え方（繰出基準）に沿って繰出しが行われた場合には、地方交付税等による措置が行われることになっている。

表 16 起債残高の状況

会 計 名		起債残高		対前年度比較 [増減額]
		平成 28 年度	平成 29 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万 千円 39,552,900	億 万 千円 36,875,299	億 万 千円 △2,677,601
	工業用水道事業会計	633,400	504,733	△128,667
法 非適用	簡易水道事業特別会計	63,483,488	62,863,777	△619,711
	公共下水道事業特別会計	47,286,077	45,953,311	△1,332,766
	農業集落排水事業特別会計	45,662,288	41,289,822	△4,372,466
	漁業集落排水事業特別会計	2,724,699	2,456,855	△267,844
	生活排水処理事業特別会計	2,019,355	1,874,533	△144,822
	公設水産物仲買売場特別会計	0	0	0

(注) 制度として認められている起債の範囲内である。決算統計データ「地方債に関する調」より作成。

地方財政法第 5 条の規定に基づき、公営企業に要する経費の財源として地方債が充てられている。

6 まとめ及び意見

各比率の状況を見ると、

- ・実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、4億5,857万4千円の実質黒字額となっている。
- ・連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、20億351万2千円の連結実質黒字額となっている。
- ・実質公債費比率については、直近3ヵ年を平均した本年度の比率は10.1%で、前年度に比べ0.2ポイント増加しており、単年度の比率は10.84%で、前年度に比べ0.60ポイント上回っている。
- ・将来負担比率については、前年度に比べ10.3ポイント改善し72.3%となっている。
- ・資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

となっており、審査に付された比率全体としては、いずれも国の示す基準の範囲となっている。

健全化判断比率は、表17及び図10に示すとおり、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで年々改善されている状況が続いていたが、実質公債費比率において、平成27年度までに行った学校建設事業などの集中投資や現在実施されている高度衛生管理型汚水処理施設の整備、浜田駅周辺整備等、大型投資による地方債元利償還金の増や合併算定替縮減による交付税の減額等を主要因とする増加傾向が見られる。実質公債費比率としては、投資事業（地方債借入）を行えば悪化し、控えれば改善となるのは当然のことである。また、エコクリーンセンター基幹改良工事や市街地下水道整備工事等の大型投資事業に着手した場合には、地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想され、将来的にさらなる比率の増加（悪化）を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。今後、計画されている大型投資による各種整備等の実施にあたっては、行政の投資は行政が直接回収できない性質のものであり、その効果は民間活力の活性化による税収増等に現れるという観点から、地方債元利償還金等の将来の行政負担、それに見合う民間活力の確実で持続可能な活動展開がなされるよう中期財政計画の中で示していく必要がある。

公営企業会計等は、表15及び表16に示すとおり、一般会計からの繰出金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。ただし、今後の上下水道事業の運営において、人口及び世帯の減少に伴う給水収益減や管路整備・更新の計画見直しなども考慮し、リスクの最小化を図ることを常に念頭に置いた事業の進捗管理が重要であり、財政運営上で一般会計からの繰出金が減額となる可能性も全く否定できないことから、民間企業と同様、独立採算の原則の下でサービス等の対価として受け取る料金によって経営されるべきものとの認識を持って経営にあたられたい。

類似団体との比較では、表18に示すとおり、人口1人当たりで見ると、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。歳出では、公債費、投資的経費の構成比が高く、決算額も類似団体の約1.8倍となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も当市が0.40で、類似団体の0.72に比べ大きく下回り財政力が弱いこ

とを示している。地方債、公債費、投資的経費の構成比が高ということは、インフラやハコモノの整備などいわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを示している。別表 1 に示すとおり、あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、平成 28 年度の類似団体(都市Ⅱ-3)85 市の平均と比較すると、実質公債費比率で 3.2 ポイント、将来負担比率で 39.5 ポイント上回り、別表 2 の人口規模が同規模(約 5 万 6 千人)の 6 市との平均の比較では、実質公債費比率で 5.0 ポイント、将来負担比率で 55.8 ポイント上回っている。類似団体との比較は、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより単純比較は適当ではないが、一つの指標として、同規模人口 6 市の詳細比較を行い、浜田市の参考とすることも検討されたい。

中期財政計画では、公債費のピークが平成 34 年度で、それ以降は地方交付税が減少する見込みとなっており、非常勤職員等のボーナス支給による人件費増や財政調整基金等の充当可能基金の減少による資金不足の可能性など、財政運営が厳しくなることが予想されている。今後、計画されている大型投資による各種整備等の実施にあたっては、中期財政計画の中でその影響を熟考したうえで、持続可能な財政体質を実現するため、市民に理解の得られる事業のスクラップ&ビルドや公共施設の適正配置等の行財政改革を断行し、適正で効率的な財政運営に努められたい。

〈参考〉

表 17 10 年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	— %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
(3) 実質公債費比率	22.9	20.1	17.4	15.8	14.5
（単年度比率）	(19.01)	(17.51)	(15.82)	(14.22)	(13.54)
(4) 将来負担比率	164.5	155.8	136.6	129.3	118.8

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	— %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
(3) 実質公債費比率	13.4	12.0	10.6	9.9	10.1
（単年度比率）	(12.47)	(10.05)	(9.46)	(10.24)	(10.84)
(4) 将来負担比率	115.8	106.5	93.1	82.6	72.3

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

（注）実質公債費比率は、3 カ年平均値。下段（）は単年度の実質公債費比率

図 10 10 年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

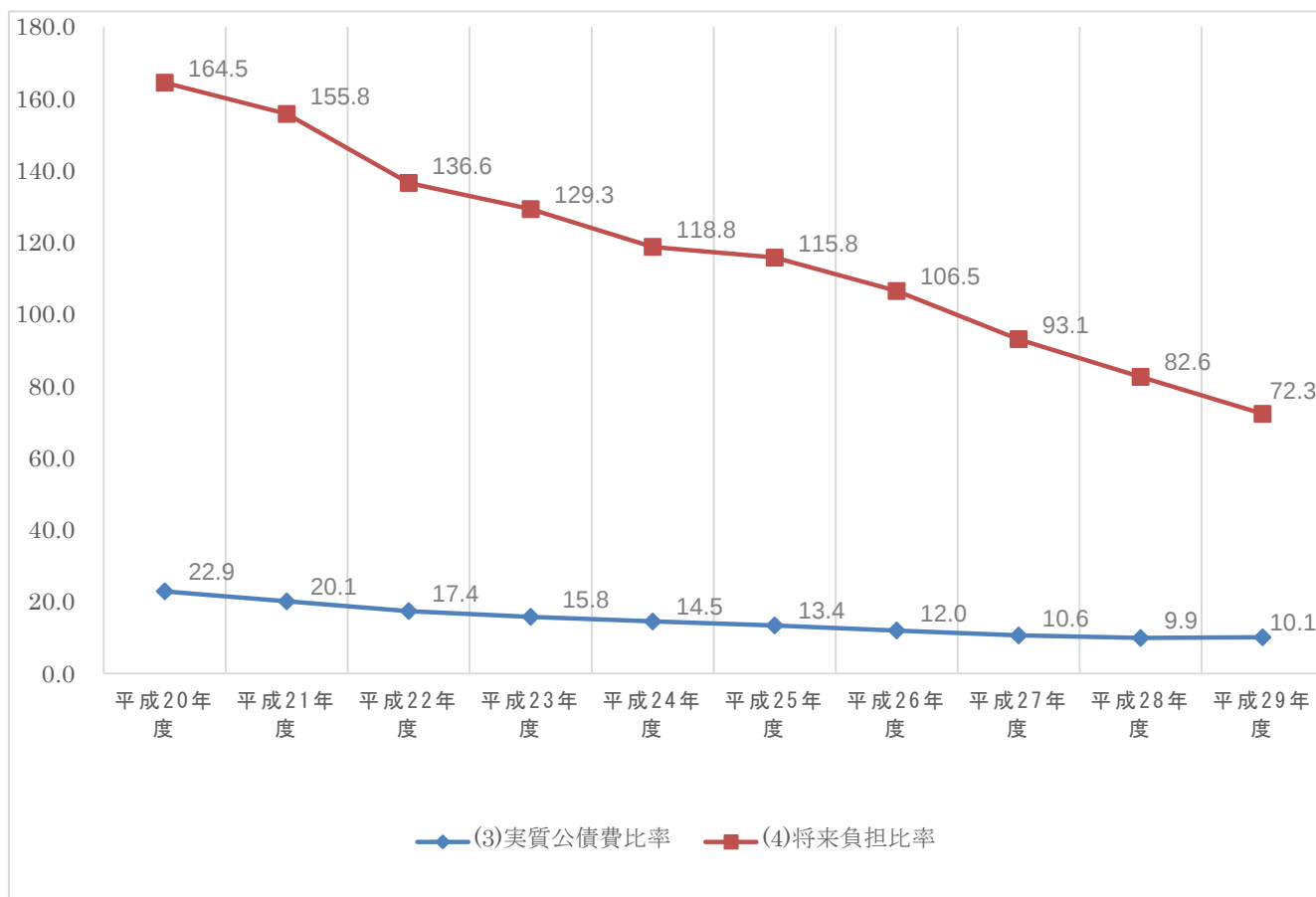


図 11 10 年間の単年度の実質公債費比率の推移

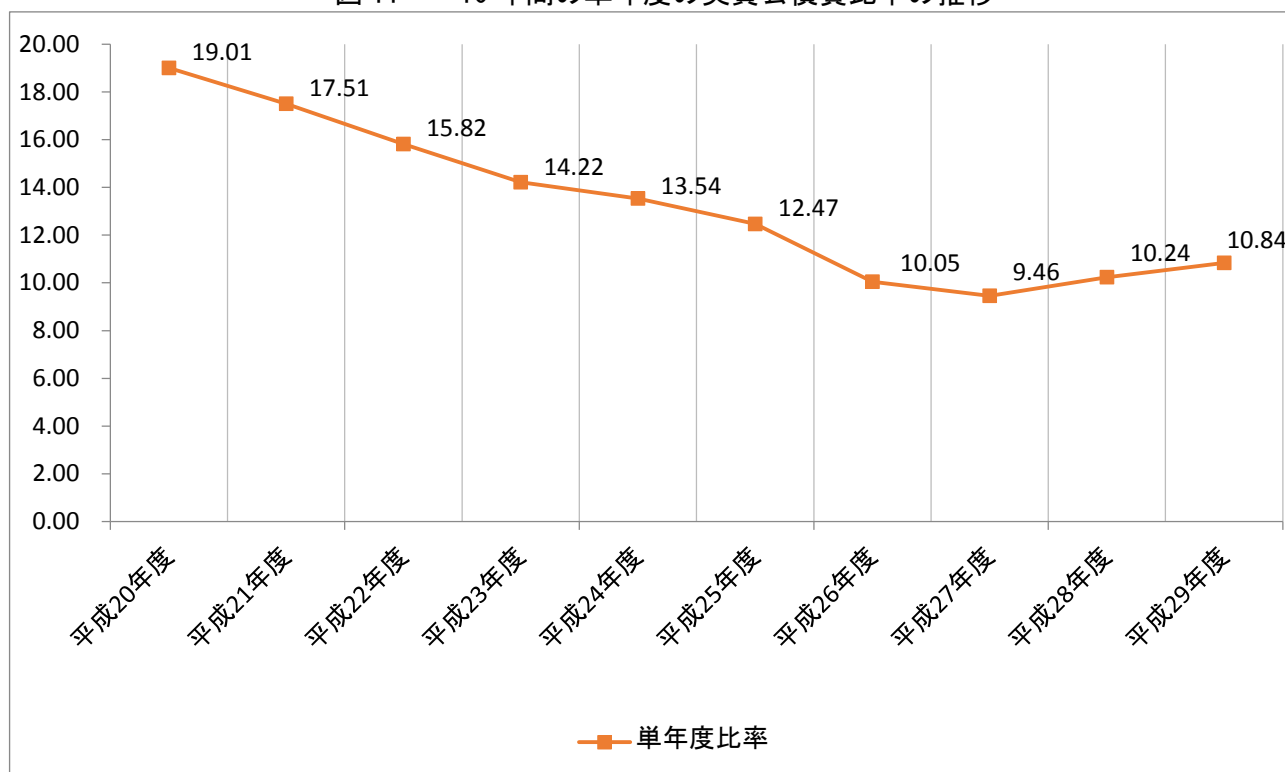


表 18 人口 1 人当たりで見た類似団体比較 (平成 28 年度数値)

財政課提供資料

人口 1 人当たりの歳入の状況 (抜粋)

区 分	浜田市		類似団体 (都市Ⅱ-3)	
	決算額 (円)	決算構成比 (%)	決算額 (円)	決算構成比 (%)
地 方 税	128,792	18.4	137,678	35.9
地方交付税	226,687	32.4	56,039	14.6
地 方 債	82,126	11.8	32,747	8.5
歳 入 合 計	698,652	100.0	383,560	100.0

人口 1 人当たりの歳出の状況 (抜粋)

区 分	浜田市		類似団体 (都市Ⅱ-3)	
	決算額 (円)	決算構成比 (%)	決算額 (円)	決算構成比 (%)
公 債 費	99,088	14.4	37,046	10.0
投資的経費	91,362	13.3	44,929	12.1
歳 出 合 計	687,673	100.0	372,166	100.0

(財政力指数)

浜田市	類似団体
0.40	0.72

浜田市は、平成 27 年国勢調査の人口（5 万人～10 万人）及び産業構造から「都市Ⅱ－3」に類別される。

別表 1 実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較（平成 28 年度数値） 財政課提供資料

都道府県	No.	団体名	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	団体名	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
北海道	1	室蘭市	10.1	58.2	愛知県	44	尾張旭市	3.4	—
	2	千歳市	9.9	71.5		45	日進市	2.0	—
	3	恵庭市	5.9	31.1		(46)	長久手市	△1.1	—
	(4)	北広島市	4.1	64.4	京都府	47	舞鶴市	10.2	105.1
	(5)	石狩市	7.9	82.9		48	亀岡市	11.7	137.4
青森県	6	むつ市	17.3	174.3		49	城陽市	9.8	84.8
岩手県	(7)	滝沢市	7.5	71.8		(50)	向日市	2.3	1.7
宮城県	(8)	塩竈市	10.5	28.8		51	長岡京市	1.0	10.1
	9	名取市	5.0	—		52	京田辺市	4.6	—
	10	多賀城市	9.4	19.6		53	木津川市	11.0	48.9
	11	富谷市	△2.3	—	大阪府	54	泉大津市	16.5	118.4
茨城県	12	龍ヶ崎市	4.4	—		55	貝塚市	9.4	65.1
	13	牛久市	1.7	—		56	摂津市	4.2	—
	14	守谷市	5.5	—		(57)	高石市	15.4	178.5
栃木県	15	日光市	5.6	54.5		58	藤井寺市	2.3	26.4
	16	下野市	5.0	—		59	泉南市	12.2	107.2
	17	飯能市	2.5	17.5		(60)	四條畷市	6.8	—
埼玉県	18	志木市	0.6	—	兵庫県	61	交野市	13.1	142.3
	19	桶川市	4.4	24.1		(62)	大阪狭山市	3.9	1.9
	20	北本市	4.6	42.5		(63)	阪南市	9.1	67.8
	21	蓮田市	5.4	15.8		64	芦屋市	3.4	96.0
	22	鶴ヶ島市	7.2	5.3		65	豊岡市	11.8	102.6
	(23)	日高市	2.1	8.4	奈良県	66	大和高田市	10.6	53.2
	24	吉川市	5.0	24.6		67	大和郡山市	12.6	61.7
	25	白岡市	7.5	—		68	天理市	10.0	82.9
千葉県	26	茂原市	10.4	115.0		(69)	桜井市	9.2	80.4
	27	四街道市	3.9	—		70	香芝市	19.0	148.6
	28	印西市	4.7	—	和歌山県	71	橋本市	12.2	115.4
	29	白井市	1.1	23.0		72	岩出市	3.2	—
東京都	30	国立市	△2.0	—	島根県	(73)	浜田市	9.9	82.6
	(31)	福生市	△2.7	—	福岡県	(74)	小郡市	12.2	64.3
	32	東大和市	△2.6	—		75	大野城市	2.1	—
	33	清瀬市	4.2	23.7		76	宗像市	0.8	—
	34	稲城市	1.3	47.9		77	太宰府市	0.2	—
	35	あきる野市	7.8	53.7		(78)	古賀市	5.1	—
神奈川県	36	逗子市	5.1	67.4		79	福津市	5.7	0.2
富山県	37	射水市	10.7	102.6	佐賀県	80	鳥栖市	8.4	—
石川県	(38)	七尾市	17.2	130.1	長崎県	81	大村市	6.7	61.5
	39	野々市市	5.5	19.4	熊本県	82	荒尾市	10.2	4.5
福井県	40	敦賀市	7.3	9.8		83	合志市	4.2	—
山梨県	41	甲斐市	7.5	5.5	鹿児島県	84	姶良市	10.6	56.9
静岡県	42	伊東市	7.0	15.7	沖縄県	85	糸満市	8.6	69.1
	43	御殿場市	10.2	75.4					

実質公債費比率の平均 6.7%（浜田市:61 位） 将来負担比率の平均 43.1%（浜田市:68 位）（左記平均は、85 都市の単純平均）

※No.欄()は、人口 6 万人未満 5 万 5 千人以上の市。ゴシック体文字は、浜田市と人口が同規模（約 5 万 6 千人）の市。

別表 2 浜田市と人口が同規模（約 5 万 6 千人）の類似団体との比較（抽出）

都道府県	No.	団体名	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	団体名	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
埼玉県	(23)	日高市	2.1	8.4	大阪府	(60)	四條畷市	6.8	—
愛知県	(46)	長久手市	△1.1	—		(63)	阪南市	9.1	67.8
京都府	(50)	向日市	2.3	1.7	島根県	(73)	浜田市	9.9	82.6

実質公債費比率の平均 4.9%（浜田市:6 位） 将来負担比率の平均 26.8%（浜田市:6 位）（左記平均は、6 都市の単純平均）